

議案第76号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の
一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(29) 用地交渉手当

第31条の2第1項第1号中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコ
ロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力
を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第31条の2の次に次の1条を加える。

（用地交渉手当）

第31条の3 用地交渉手当は、職員が、公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し、
現地において所有者若しくは権利者又はこれらに準ずる者と直接交渉する業務に従事したと
きに支給する。

2 用地交渉手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,500円以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

用地交渉に従事した地方警察職員に特殊勤務手当を支給するため、及び新型コロナウイルス
感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであ
る。